



平成18年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社 奥村組
代表者名 取締役社長 奥村 太加典
(コード番号1833 東証・大証第1部)
問合せ先 管理本部経理部長 田中 敦史
(TEL. 06 - 6621 - 1101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第69回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業活動分野の拡大に備えて、会社の目的に関する規定(現行定款第3条)について所要の変更(変更案第2条第6号)を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の員数に関する規定(現行定款第12条)について所要の変更(変更案第13条)を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

「整備法」により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされることから、所要の変更(変更案第4条、第7条、第11条)を行うものであります。取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、取締役会の決議の省略に関する規定(変更案第19条)を新設するものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、参考書類等のインターネット開示に関する規定(変更案第32条)を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (4) その他字句の修正、条文の新設、削除、移設および条数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 当社は株式会社奥村組と称し、英文では OKUMURA CORPORATIONと表示する。</p> <p>第 2 条 <u>当社は本店を大阪市に置く。</u></p> <p>第 3 条 <u>当社は次の業務を営むことを目的とする。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>土木建築その他の工事の測量、設計、請負、作業の監督およびこれらに関するコンサルティングならびにこれに附帯する一切の事業。</u> 2. <u>住宅事業ならびに不動産取引に関する一切の業務。</u> 3. <u>建設工事中用機械器具および建設工事中用鋼材製品の設計、製造、修理、加工、販売ならびにこれに附帯する一切の事業。</u> 4. <u>公共施設ならびに民間施設の維持管理、運営および保有に関する一切の業務。</u> 5. <u>環境整備、資源循環、公害防止等に関する企画、調査、管理、施工、コンサルティング、設備の設計、積算ならびにこれに附帯する一切の業務。</u> 6. <u>海上運送事業、陸上運送事業ならびにこれに附帯する一切の業務。</u> 7. <u>木材業ならびに製材業。</u> 8. <u>林産業。</u> 9. <u>物品納入業。</u> 10. <u>他の事業に対する投資。</u> <p>(第 3 条を移設、一部変更)</p> </p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社奥村組と称し、英文では、OKUMURA CORPORATIONと表示する。</p> <p>(第 3 条に移設)</p> <p>(第 2 条に移設)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>土木建築その他の工事の測量、設計、請負、作業の監督およびこれらに関するコンサルティングならびにこれに附帯する一切の事業</u> 2. <u>住宅事業ならびに不動産取引に関する一切の業務</u> 3. <u>建設工事中用機械器具および建設工事中用鋼材製品の設計、製造、修理、加工、販売ならびにこれに附帯する一切の事業</u> 4. <u>公共施設ならびに民間施設の維持管理、運営および保有に関する一切の業務</u> 5. <u>環境整備、資源循環、公害防止等に関する企画、調査、管理、施工、コンサルティング、設備の設計、積算ならびにこれに附帯する一切の業務</u> 6. <u>コンピュータによる情報処理に関するソフトウェアの開発および販売</u> 7. <u>海上運送事業、陸上運送事業ならびにこれに附帯する一切の業務</u> 8. <u>木材業ならびに製材業</u> 9. <u>林産業</u> 10. <u>物品納入業</u> 11. <u>他の事業に対する投資</u> </p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(第2条を移設、一部変更)</p> <p>(新 設)</p> <p>第4条 当社の公告は大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は4億8,037万6千株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受けることができる。</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u></p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>第3条 <u>当社は、本店を大阪市に置く。</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 当社の公告は、<u>大阪市において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億8,037万6千株とする。</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)<u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p><u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取および買増、諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取および買増その他株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条 <u>定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要があるときはあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 取締役および取締役会</p>	<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（第30条に移設）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 取締役および取締役会</p>
<p>第12条 当社に取締役16名以内を置く。</p> <p>第13条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第14条 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p><u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>第13条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第14条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第15条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第15条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第16条 <u>取締役会において取締役中より会社を代表すべき取締役を選任することを要する。会社を代表すべき取締役は各自会社を代表する。</u></p> <p><u>取締役会において会社を代表すべき取締役中より会長1名および社長1名を選任する。ただし、場合により会長は欠員のままとすることがある。</u></p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(第15条を移設、一部変更)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条 <u>取締役の報酬は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第18条 <u>主要なる業務執行方針は取締役会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(第18条に移設)</p> <p>第16条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって代表取締役中より会長1名および社長1名を定めることができる。</u></p> <p>第17条 <u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第18条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第19条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第20条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第21条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第19条 <u>会社を代表すべき取締役の印鑑は会社において保管する。</u></p> <p>第20条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名のうえ会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 監査役および監査役会</p> <p>第21条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</p> <p>第22条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第23条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第24条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第25条 監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p style="text-align: center;">(第24条を移設、一部変更)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 監査役および監査役会</p> <p>第22条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>第23条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第24条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(第26条に移設)</p> <p>第25条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第26条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>第26条 監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第27条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名のうえ会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 株主総会</p> <p>第28条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集する。 臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。 株主総会は大阪市にこれを招集する。</p> <p>(第11条を移設、一部変更)</p> <p>(第28条第3項および第30条を移設、一部変更)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第27条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 株主総会</p> <p>第29条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(第31条に移設)</p> <p>株主総会は、大阪市にこれを招集する。</p> <p>第30条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第31条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第32条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第29条 <u>株主が代理人をして議決権を行使せしめようとするときは当会社の議決権を有する他の株主に限り委任することができる。</u> <u>ただし、株主または代理人は株主総会毎に委任状を当会社に差出さなければならない。</u></p> <p>第30条 <u>株主総会の議長は社長がこれに当り、社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第31条 <u>株主総会はその招集者からあらかじめ株主に通知した事項のほか他議にわたることはできない。</u></p> <p>第32条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(第29条を移設、一部変更)</p> <p>第33条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名のうえ会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条 <u>営業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に至る期間とし、毎年3月末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>(第34条に移設)</p> <p>(第31条に移設)</p> <p>(削 除)</p> <p>第33条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第34条 <u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第35条 <u>利益配当金は毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>第36条 <u>利益配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその<u>支払いの義務</u>を免れる。</p>	<p>第36条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>